

2 指定解除の理由

保護区を解除しても指定に係る特定希少野生動植物の種の存続が図られると考えられるため。

熊本県告示第 659 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、クマイワヘゴに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び球磨地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 事業の目標

本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

2 事業の区域

主として、球磨郡山江村における本種の分布域

3 事業の内容

生育地点、生育個体数の現状及び増減等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や株数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてシカによる食害の対策等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。

また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第 660 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、オグラセンノウに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 事業の目標

本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

2 事業の区域

主として、満願寺生育地保護区における本種の分布域

3 事業の内容

生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてススキ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。

また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第 661 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、マツモトセンノウに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 事業の目標

本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。

2 事業の区域

主として、中江生育地保護区及び河原生育地保護区における本種の分布域

3 事業の内容

生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてノイバラ、イタドリ等の刈取りといった植生管理や樹木の間伐、枝落しによる照度の確保等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。

また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第 662 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、ミチノクフクジュソウに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、野尻生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてススキ、ヤマハギ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第 663 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、オニバスに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び鹿本地域振興局に備え付けて供覧する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、城生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育状況の現状及び変化やヒシの繁茂がオニバスに与える影響等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてヒシの除去による照度の確保等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第 664 号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 19 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき、ツクシフウロに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。

平成 17 年 5 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、井手湿地生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてヨシ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第665号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、ツクシトラノオに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、野尻生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてススキ、ヤマハギ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第666号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、ツクシクガイソウに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、野尻生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてススキ、ヤマハギ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

熊本県告示第667号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第42条第1項の規定に基づき、ヤツシロソウに関する保護管理事業計画を定めたので、同条第3項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。

なお、本保護管理事業計画は、熊本県庁及び阿蘇地域振興局に備え付けて供覧する。
平成17年5月20日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 事業の目標
本種の生育状況の把握及び観察を行い、本種の分布域において生育環境の維持・改善等を図ることにより、本種が自然状態で安定的に存続できる状態になることを目標とする。
- 2 事業の区域
主として、野尻生育地保護区及び井手湿地生育地保護区における本種の分布域
- 3 事業の内容
生育地点、生育個体数の現状及び増減や植生遷移等の継続的な調査と情報の蓄積を行い、生育環境の悪化や個体数の減少等がみられる場合には、その原因を把握するとともに、効果的な対応策を検討し、必要に応じてススキ、ヤマハギ等の刈取りといった植生管理等、本種の生育及び繁殖に適した環境の維持・改善のための措置を講ずる。
また、本事業の実施にあたっては、関係行政機関や研究者、本種の生育地及びその周辺地域住民等の関係者間との連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。